

# 障がいがある方を対象とした 職業訓練のご案内

産業人材育成センターでは、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいがある皆様の就職を支援しています。仕事に必要な知識や技術を学び、一般就労を目指しませんか。授業料無料で、スキルアップ・就職まで一貫してサポートします。

また、障がいがある方を雇用予定で、実習に御協力いただける企業も随時募集しています。

## 1 求職者等対象コース

### <総合実務科>

- 対象者 18歳以上の知的障がい者(高等学校、特別支援学校高等部の卒業見込者も応募できます)
- 訓練期間 1年、9か月、7か月
- 訓練場所 産業人材育成センター倉吉校
- 必要経費 授業料無料、教科書・資格試験受験料、保険料等は自己負担
- 訓練概要 オフィス補助、清掃、調理など、一般就労に必要な知識・技能を学びます

### <就業支援科>

- 対象者 次のいずれにも該当する者
  - ・身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいがある者(訓練コースにより異なる)
  - ・公共職業安定所長の受講あっせんを受けることができる者
- 訓練期間 1～3か月程度
- 訓練場所 実習先企業等
- 必要経費 授業料無料、保険料等は自己負担
- 訓練概要 実習先企業内の仕事をとおして職業スキルを学び、実習先企業等への就職を目指します。

## 2 高等学校、特別支援学校等の学生対象コース

### <早期訓練コース>

- 対象者 次のいずれにも該当する生徒
  - ・高等学校、特別支援学校高等部等に在籍する生徒のうち、10月時点で就職先が内定しておらず、翌年3月に卒業予定の就職希望者
  - ・身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいがある者
  - ・公共職業安定所に求職登録をして、公共職業安定所長の受講推薦を受けることができる者
- 訓練期間 1か月程度(最長3か月)
- 訓練場所 実習先企業等
- 必要経費 授業料無料、保険料等は自己負担
- 訓練概要 実習先企業内の仕事をとおして職業スキルを学び、実習先企業等への就職を目指します。

## 企業実習(委託訓練)に御協力いただける企業を随時募集しています

[実習を受けるメリット]

- 障がい者雇用にあたり、事前に職業訓練により事前に職業訓練として実習を行うことで、受講生の能力や適性を把握でき、採用後のミスマッチ防止につながります。
- 訓練受講者に対する賃金、交通費等の支払いは必要ありません。
- 企業実習に御協力いただいた場合、訓練委託料が支払われます。

【委託料例】中小企業で1人の受講生を2か月間実習した場合：上限211,200円

[問合せ先] 詳細につきましては、お気軽に当校までお問い合わせください

**鳥取県立産業人材育成センター倉吉校 障がい者訓練担当**

住所 倉吉市福庭町2丁目1番地

電話 0858-26-2247 ファクシミリ 0858-26-2248

電子メール sangyoujinzai-center@pref.tottori.lg.jp



## 1. 委託訓練（企業実習）について

委託訓練は、障害のある方が企業内で実際の業務を経験し、就職に必要な職業スキルや職場適応力を身につける訓練です。

企業にとっては、

- ・業務適正
- ・作業能力
- ・現場での様子

などを確認でき、採用後のミスマッチ防止につながります。

また訓練生にとっても、

- ・業務内容
- ・職場環境
- ・職場までの通勤

などを実際に経験し、自分に合った働き方を考える機会となります。

## 2. 委託訓練（企業実習）の流れ

① ご相談・お問い合わせ

受入可能な業務内容や訓練環境についてお伺いします。



② 訓練期間や訓練内容等について調整を行います。



③ 委託訓練（企業実習）の実施



④ 振り返り・就職支援

訓練後は、企業・訓練生双方の振り返りを行い、就職に向けた支援を行います。

## 3. 保険について

訓練生は、「職業訓練生総合保険」に加入するので、訓練中の事故や損害は補償されます。

## 4. 訓練生への賃金等の支払いについて

- ・訓練生に対する賃金等の支払いは必要ありません。
- ・一定の要件を満たす訓練生には、職業訓練給付金・失業保険・訓練手当が支給される場合があります。（早期訓練コースを除く）

## 5. 委託料について

就業支援科および早期訓練コースでは、委託訓練（企業実習）にご協力いただいた企業へ、訓練期間や企業規模等に応じて委託料をお支払いします。

訓練生一人あたり月額上限（外税）

- ・中小企業 96,000円
- ・それ以外 64,000円

## 6. 訓練修了後に利用可能な雇用制度について

委託訓練期間が3か月未満の場合、訓練修了後、トライアル雇用制度を利用できる場合がありますので、詳細は所轄のハローワークにお尋ねください。